

令和7年第1回 白井市議会定例会

(開会 令和7年2月13日)

陳情受理報告書

陳情第5号	令和6年11月20日受理	
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	
陳情者	住所	千葉県習志野市屋敷1-17-3-303
	氏名	千葉県の行政環境を良くする会 代表 山田 信治
〔陳情要旨〕 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行なわれていることが問題となっており、その是正のために、地方議会70か所以上で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されました。 千葉県では令和6年6月議会で千葉市、さらに9月議会では大網白里、四街道、東金、香取の各市や神崎、九十九里両町が陳情を採択されました。大網白里市では、採択を受け、市管理職へのアンケートを通じた実態調査を実施しました。 「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」を行政が実態調査を実施した事例が20以上にのぼります。調査結果によると、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割(3人に1人)にのぼっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態調査をしていない自治体では、その多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けているのです。＃ 千葉県内の調査においては、千葉市で令和2年に「政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査」が行われ、69%(377人)の職員が心理的な圧迫を感じたとの実態が明らかになっており、令和6年6月議会では「再調査によって実態を確認する陳情」が採択されております。 さらに本会が提出した要望書をきっかけに、令和6年5月に我孫子市で調査が行われました(管理職総数165人のうち、146人が回答。回答率は88.5%)。調査結果によると、購読勧誘を受けた職員が80人(約55%)にのぼり、「購読しなければならないというような圧力を感じた」のが58人(約73%)で、「購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行ったことはない」のが60人で全体の約88%を占めた。 なお、本会要望書の回答に「我孫子市では、市議会議員に対し、政党機関紙の勧誘を行う際は、職員本人の購読の意向及び希望する購読期間を確認したうえで契約を取り交わし、購読者とするよう市長から申入れをしています。」とありましたが、アンケートの結果は、購読契約に「契約書」が存在しない事や、そのため契約期間も規定がなく、一度購読し始めると断れずに購読し続けてしまう現状を反映させており、驚愕のアンケート結果でした。 千葉県長生村議会の調査結果(令和5年6月)でも「政党機関紙の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりましたが、調査が行われるまで、職員は議員から受けて		

いるハラスメントについて「誰にも相談できなかった」というのです。「上司や行政担当者にハラスメントの訴えの届いていないことが、ハラスメントが存在しないということはない」というのは重要な指摘です。

同じく柏市が大規模なハラスメント調査(令和5年4月)を実施、「政党機関紙の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりました。その後、「柏市議会ハラスメント防止条例」を成立させて、改善へと大きく舵をきりました。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。庁舎内のハラスメントは業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことになります。そして議員と職員の関係性を不健全なものにすることは言うまでもありません。

政党機関紙勧誘に伴う心理的圧力は、より具体的には「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の理由で不本意な購読を強いられている状況を言います。さらに現在購読している職員が「購読をやめたいが、言い出しにくい」との調査結果も出ています。これらは、現実問題として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与え続けていると言えます。

議員による職員に対するハラスメント行為は絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「ハラスメント防止条例」を制定した事例も68にのぼります。貴議会においては、職員から行政に相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいないかどうか現状把握に努めてください。もしくは「庁舎内では庁舎管理規定により、政党機関紙の営業行為を認めておらず、したがって勧誘の実態は一切ない」事を行政と厳格に確認してください。

〔陳情事項〕

- ① 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態がほんとうにないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。
- ② 仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、以後圧力を受ける職員がでないように先行自治体の事例を参考に、適切に対応して下さい。